

本庄市行政改革審議会運営要領

第 1 趣旨

本庄市行政改革審議会設置条例（平成 18 年本庄市条例第 17 号）第 7 条の規定に基づき、本庄市行政改革審議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 議事の進行について

議事の進行は、会長が議長となって行うものとする。

第 3 その他

その他、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。